

令和6年度 山口支部事業計画（案）  
新旧対照表

令和6年1月12日（金）

令和6年度	令和5年度
<p>(1) 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

令和6年度	令和5年度
<p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>	

令和6年度	令和5年度
<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。</li> </ul> <p>加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p>	<p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点からの郵送による申請の促進</li> <li>・加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備・強化し、お客様満足度の向上</li> <li>・お客様満足度調査結果の活用及びお客様からの意見を反映したサービス水準の向上</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> <p>○ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施</li> <li>・地域の医療機関や市町窓口申請書を配置するなどによる利用促進の実施</li> </ul>

令和6年度	令和5年度
<p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</li> <li>・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> <li>・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、支部において勉強会等により、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるための取り組みを行う。</li> </ul>	<p>○ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>・不正の疑いのある事案にかかる事業主への立入検査の実施</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整等の確実な実施</li> <li>・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会の実施</li> <li>・上記の過剰受診について、施術所に対する文書照会の実施</li> <li>・柔道整復施術療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底</li> <li>・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会の実施</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>

令和6年度	令和5年度
<p>④ レセプト点検の精度向上</p> <p>i) 資格点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定</li> </ul> <p>ii) 外傷点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外傷性傷病レセプトの適切な事務処理</li> <li>損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理</li> </ul> <p>III) 内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図ることによる査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上</li> <li>社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査</li> <li>勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上</li> <li>審査基準の標準化に向けた社会保険診療報酬支払基金への働きかけ</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする</p> <p>（※）査定率 = <math>\frac{\text{協会のレセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会の医療費総額}}</math></p> <p>2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>	<p>○ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>1 資格点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格点検の確実な実施及び資格期間外レセプト等の全件調定</li> </ul> <p>2 外傷点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外傷性傷病レセプトの適切な事務処理</li> <li>損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び迅速な事務処理</li> </ul> <p>3 内容点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）優先的かつ重点的に審査するなど、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図ることによる査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上</li> <li>審査基準の標準化に向けた社会保険診療報酬支払基金への働きかけ</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率 = <math>\frac{\text{レセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}</math></p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>

## 令和6年度

### ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI：1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする
- 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。
- ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

## 令和5年度

### ○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施による返納金債権の回収率の向上

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

令和6年度	令和5年度
<p>○ ICT化の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知</li> </ul> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>○ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未提出事業所への勧奨による回答率の向上</li> <li>・未送達事業所の調査による送達の徹底</li> <li>・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認の実施</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p> <p>○ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録促進によるマイナンバー収録率の向上</li> <li>・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用促進への協力</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>○ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な業務処理体制の定着による生産性の向上</li> <li>・新業務システム導入による審査自動化の効果最大化に向けた新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>



令和6年度	令和5年度
<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を検討する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>○ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レセプトデータ、健診データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、支部の傾向・課題について分析を行い、各種協議会における意見発信に活用する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>

令和6年度	令和5年度
<p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、新たに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li> <li>■ 6年後に達成する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>高血圧（収縮期血圧）の平均値を 3 mmHg減少</li> <li>【令和4年度127mmHg → 令和11年度124mmHg】</li> </ul> </li> </ul> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</li> <li>・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師は本部主催の全国研修に加え、新たにブロック単位による研修等に積極的に参加し、それらを通じて得た知識や技術を生かして保健事業に取り組む。</li> </ul> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大することを踏まえるとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・被扶養者に対する特定健診について、市区町村との連携を強化し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、無料のオプション検査を追加した集団健診を実施する。</li> </ul>	<p>○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる</p> <p>中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進</li> </ul> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>(1) 健診受診機会の拡大</p> <p>&lt;被保険者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保</li> </ul> <p>&lt;被扶養者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査及び血管年齢等のオプションの実施）</li> <li>・未受診者対策として県内全域において商業施設等で実施（6月～3月）</li> <li>・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進</li> </ul>

令和6年度	令和5年度
<p>・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<b>2029年度</b>の目標値（<b>70%</b>）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、<b>2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<b>174,266人</b>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 <b>58.0%</b> （実施見込者数：<b>101,074人</b>）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 <b>13.6%</b> （取得見込者数：<b>23,700人</b>）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：<b>44,926人</b>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 <b>32.4%</b> （実施見込者数：<b>14,566人</b>）</li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規対象者への受診案内及び勧奨の実施</li> </ul> <p>&lt;被保険者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨</li> <li>・ 行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼</li> </ul> <p>&lt;被扶養者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨</li> <li>・ GISを活用した経年未受診者への受診勧奨</li> </ul> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<b>2023年度</b>の目標値（<b>65%</b>）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<b>173,731人</b>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 <b>59.2%</b> （実施見込者数：<b>102,913人</b>）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 <b>16.3%</b> （取得見込者数：<b>28,319人</b>）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数：<b>46,352人</b>） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 <b>35.0%</b> （実施見込者数：<b>16,224人</b>）</li> </ul> </li> </ul>

令和6年度	令和5年度
<p>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を<b>58.0%</b>以上とする 2) 事業者健診データ取得率を<b>13.6%</b>以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を<b>32.4%</b>以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</p> <p>ii) 特定保健指導の質の向上 ・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<b>2029年度</b>の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特</p>	<p>■ KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を<b>59.2%</b>以上とする ② 事業者健診データ取得率を<b>16.3%</b>以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を<b>35.0%</b>以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 (1) 指導機会の拡充 ・健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大 ・保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</p> <p>(2) 保健指導の受診勧奨対策 ・支部および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨（初回面談件数の増加） ・特定保健指導の経年的未利用事業所への効率的・効果的な利用勧奨 ・協会けんぽ主催の被扶養者の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨</p> <p>(3) 保健指導者の質の向上および保健活動の推進 ・関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関との研修による指導・面接技術の共有 ・健康宣言事業所のフォローアップ等、事業所支援を拡充するための保健活動を推進</p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<b>2023年度</b>の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>

令和6年度	令和5年度
<p>定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：24,830人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率20.7%（実施見込者数：5,139人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,251人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率14.3%（実施見込者数：178人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を14.3%以上とする</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のメタボリックシンドローム対策と併せて未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：26,771人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率 38.3%（実施見込者数：10,252人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,525人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導実施率14.3%（実施見込者数：218人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.3%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.3%以上とする</li> </ul> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書による未治療者に対する受診勧奨を実施</li> <li>・ 健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施</li> <li>・ 事業主による要治療者への受診勧奨を実施 (労働局との連名通知で事業主へ依頼)</li> </ul> </li> <li>(2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</li> </ul>

令和6年度	令和5年度
<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携を強化し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（血压リスク対策・代謝リスク対策等）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、<b>健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針</b>や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<b>50万社以上とする</b>」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<b>1,380</b>事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業所拡大に向けた勧奨</li> <li>健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施</li> <li>重点地区（宇部）を定めたコラボヘルスの推進</li> <li>中国税理士会山口県支部連合会と連携したコラボヘルスの推進</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「<b>未来投資戦略2018</b>」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を<b>10万社以上とする</b>」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<b>1,100</b>事業所（※）以上とする</p> <p>（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>

令和6年度	令和5年度
<p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口支部のジェネリック医薬品使用割合は2023年3月診療分で83.6%と80%以上の水準に達していることから、この使用割合を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。</li> <li>加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた検討を行う。</li> </ul> <p>ii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポリファーマシー、急性気道感染・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者の周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p>	<p>○ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) 薬剤師会・県等と連携した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信</li> <li>情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施</li> <li>本部提供リストを活用した定期的な統計分析</li> </ul> <p>(2) 加入者にダイレクトでアプローチする取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担軽減額通知の実施</li> <li>加入者に対する広報等を通じた使用促進</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p>

令和6年度	令和5年度
<p>【困難度：高】  一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする  （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>	<p>【困難度：高】  新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする  （※）医科、DPC、歯科、調剤</p>



令和6年度	令和5年度
<p>② 地域の医療提供体制等への<b>データを活用した意見発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画し医療費等分析結果に基づく<b>意見発信を行う。</b></li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の<b>広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す<b>広報を実施</b></li> </ul> <p>○ 広報活動や「<b>顔の見える地域ネットワーク</b>」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び事業主目線に立った<b>分かりやすい広報を実現する。</b></li> <li>・二次元コードを活用した支部ホームページへの誘導と<b>分かりやすいランディングページを作成する。</b></li> <li>・山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及推進による運動習慣等健康意識の向上</li> <li>・山口県立大学と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーの向上</li> <li>・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報の提供</li> <li>・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大</li> </ul> <p>■ KPI：1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<b>67.0%以上とする</b> 1-2) <b>健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</b></p>	<p>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信</li> <li>・<b>医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施</b></li> <li>・医療費等分析結果に基づく<b>意見発信や効果的な取り組みの実施</b></li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、<b>地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</b></p> <p>○ インセンティブ制度の<b>着実な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解し事業主・加入者の行動変容を促す<b>広報を実施</b></li> </ul> <p>○ 広報活動や<b>健康保険委員</b>を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や加入者に向けた<b>定期的な情報発信</b></li> <li>・メールマガジンを活用した<b>広報（定時・随時）および登録者数の拡大</b></li> <li>・山口県公式「やまぐち健幸アプリ」の普及推進による運動習慣等健康意識の向上</li> <li>・山口県立大学と連携した健康情報提供によるヘルスリテラシーの向上</li> <li>・支部加入者の医療費や健診結果の特徴および対策等に関する情報の提供</li> <li>・健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大</li> </ul> <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<b>65.0%以上とする</b></p>

令和6年度	令和5年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進</li> <li>・評議会の開催</li> </ul> </li>   <li>○ その他の保健事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業</li> <li>・加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施</li> </ul> </li>   <li>○ その他の医療費適正化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多剤併用者等への服薬情報通知の送付およびマイナンバーカード普及促進事業</li> </ul> </li> </ul>

令和6年度	令和5年度
<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の徹底</li> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> <li>・ハラスメント対策の確実な実施</li> <li>・労働安全衛生の推進</li> </ul> </li> <li>○ OJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施</li> </ul> </li> <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施</li> <li>・節電等取り組みによるコスト削減の実施</li> <li>・調達における競争性を高めるため、一社応札案件の減少に努める。</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>15%</b>以下とする</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織の適切な運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理の徹底</li> <li>・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底</li> <li>・ハラスメント対策の確実な実施</li> <li>・労働安全衛生の推進</li> </ul> </li> <li>○ OJTを中心とした人材育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施</li> </ul> </li> <li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達審査委員会開催等による適正な調達の実施</li> <li>・節電等取り組みによるコスト削減の実施</li> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<b>20%</b>以下とする</p>